

金融円滑化管理方針

- (1) 当組合は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保します。
- (2) 住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済負担の軽減に関する申し込みがあった場合、当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
- (3) 他の金融機関から借り入れを行っている債務者から貸付条件の変更等について、申し込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意して、該当する他金融機関等の中で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めます
- (4) 住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済負担の軽減に関する申し込みに対する対応の進捗状況の把握や貸付け条件変更等を行ったお客様の経済状況に関する期中管理に努めます。
- (5) お客様からの貸付条件の変更等に関する申し込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めます。
- (6) 中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申し込み、実行等の実施状況を半期毎に開示・報告します。なお、当組合は職域信用組合ですので、法にうたわれている中小企業者への事業資金の貸し出しは行っておりません。